（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第三条　文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第三条　学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］	［略］
高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）	［略］	［略］	［略］
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号）	第二条第一項	、当該指定都市等の長）	当該指定都市等の長、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三項において同じ。）の設置する私立学校の教育職員等にあっては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）
	第二条第三項	学校法人等（	学校設置会社及び学校法人等（

第六条　学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］	［略］
高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）	［略］	［略］	［略］
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号）	第二条第一項	、当該指定都市等の長）	当該指定都市等の長、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。第三項において同じ。）の設置する私立学校の教員にあっては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）
	第二条第三項	学校法人等（	学校設置非営利法人及び学校法人等（

改正前

第三条　学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）	［同上］	［同上］	［同上］

第六条　学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）	［同上］	［同上］	［同上］